

## 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度（平成 13 年 12 月 5 日付国自旅第 118 号）の一部改正案 新旧対照表

改 正	現 行
<p><b>I 総則</b></p> <p>2 用語の定義</p> <p>(9) 「特定路線運賃」とは、自社又は他社の路線と競合する場合に共通乗車等利用者の利便を図る観点から運賃調整が必要な場合、又は運賃設定上の不合理を調整する場合にあって、自社の基準賃率等により算出される上限運賃額を上回る<u>運賃額</u>の設定を行う運賃をいう。</p> <p><b>II 上限運賃及び実施運賃</b></p> <p>第 3. 上限運賃の水準に関する特例</p> <p>1. 特定路線運賃</p> <p>次に該当する場合にあっては、自社の基準賃率等により算出される上限運賃額を上回る<u>運賃額</u>の設定を特定路線運賃として設定することができるものとする。ただし、当該<u>運賃額は、実施運賃額が</u>常にこれと同額となる確定上限運賃として取り扱うものとする。</p> <p>(1) 他の事業者との競合路線における運賃調整</p> <p>他の事業者との競合路線において共通乗車の実施等により利用者利便の向上を図ろうとする場合であって、運行回数等のウェイト面で主として経営する事業者の運賃額に調整上げする場合又は同程度の運行回数等であって両者の平均運賃額に調整上げする場合。</p> <p>(2) 自社の路線相互間の運賃調整</p> <p>一部経過地が異なる自社路線の<u>同一停留所間又は近傍停留所間</u>で運賃を同額に設定する必要がある場合であって、運行回数等のウェイト面で主たる路線の運賃額に調整上げする場合又は同程度の運行回数等であって両路線の平均距離による運賃額に調整上げする場合。</p> <p>(3) その他</p> <p><u>これまで(1)又は(2)による運賃調整を行った路線において、引き続き、利用者利便を図ろうとする場合、先乗り安や乗継ぎ安等の不合理を是正する場合又は道路の付け替えに係る新規路線の設定等実質的な並行路線と認められる場合</u></p> <p>2. 面的競合の場合</p>	<p><b>I 総則</b></p> <p>2 用語の定義</p> <p>(9) 「特定路線運賃」とは、自社又は他社の路線と競合する場合に共通乗車等利用者の利便を図る観点から運賃調整が必要な場合、又は運賃設定上の不合理を調整する場合にあって、自社の基準賃率等により算出される上限運賃額を上回る<u>上限運賃額</u>の設定を行う運賃をいう。</p> <p><b>II 上限運賃及び実施運賃</b></p> <p>第 3. 上限運賃の水準に関する特例</p> <p>1. 特定路線運賃</p> <p>次に該当する場合にあっては、自社の基準賃率等により算出される上限運賃額を上回る<u>上限運賃額</u>の設定を特定路線運賃として認めることができるものとする。ただし、当該<u>上限運賃額実施運賃額</u>を常にこれと同額とする確定上限運賃として取り扱うものとする。</p> <p>(1) 他の事業者との競合路線における運賃調整</p> <p>他の事業者との競合路線において共通乗車の実施等により利用者利便の向上を図ろうとする場合であって、運行回数等のウェイト面で主として経営する事業者の運賃額に調整上げする場合又は同程度の運行回数等であって両者の平均運賃額に調整上げする場合。</p> <p>(2) 自社の路線相互間の運賃調整</p> <p>一部経過地が異なる自社路線の<u>同一停留所間</u>で運賃を同額に設定する必要がある場合であって、運行回数等のウェイト面で主たる路線の運賃額に調整上げする場合又は同程度の運行回数等であって両路線の平均距離による運賃額に調整上げする場合。</p> <p>2. 面的競合の場合</p>

運行回数等のウェイト面で主として経営する事業者が均一制、特殊区間制又は地帯制を採っている都市部において、いわゆる面的に競合する事業者については、次の何れにも該当する場合に限り、原価計算を行わず主として経営する事業者の運賃額と同額までの調整を認めるものとする。

なお、これまでに当該規定による運賃調整を行った路線において、引き続き、利用者利便を図ろうとする場合も同様とする。

- (1) 当該制度適用地域内における全事業者の当該地域運送収入に対して、主として経営する事業者の当該地域運送収入が70%を超える場合、又は、当該競合する事業者の当該地域運送収入が10%未満の場合。
- (2) 当該競合する事業者の全地域運送収入に対して、当該地域運送収入が30%未満の場合。

#### 第4. 運賃及び料金の計算方法等

##### 1. 運賃計算基準賃率

###### 1-3 運賃計算キロ程・時間及び基準賃率の計算単位

###### (1) 距離制運賃

運賃計算キロ程は、別に定める場合を除いて、各停留所間の実キロ程とする。運賃計算キロ程は、キロ未満1位までとし、2位以下は1位に4捨5入する。なお、各停留所間の実キロ程は、運賃等上限設定（変更）認可申請時に実測のうえ確認するものとし、距離制基準賃率は10銭単位とする。

- (2) 基準賃率計算上の10銭未満の端数は切り捨てるものとする。
- (3) その他基準賃率を用いた標準的な運賃の計算方法については、第7.3.による。

##### 2. 上限運賃の水準に関する特例による割増適用の場合

###### (1) 特殊割増

割増適用区間の運賃計算キロ程又は上限運賃額のいずれかについて、次の計算による運賃額とする。

- a. 当該停留所間の実キロ程 × (1 + 割増率)
- b. 当該停留所間の上限運賃額 × (1 + 割増率)

###### (2) (略)

運行回数等のウェイト面で主として経営する事業者が均一制、特殊区間制又は地帯制を採っている都市部において、いわゆる面的に競合する事業者については、次の何れにも該当する場合に限り、原価計算を行わず主として経営する事業者の運賃額と同額までの調整を認めるものとする。

- (1) 当該制度適用地域内における全事業者の当該地域運送収入に対して、主として経営する事業者の当該地域運送収入が70%を超える場合、又は、当該競合する事業者の当該地域運送収入が10%未満の場合。
- (2) 当該競合する事業者の全地域運送収入に対して、当該地域運送収入が30%未満の場合。

#### 第4. 運賃及び料金の計算方法等

##### 1. 運賃計算基準賃率

###### 1-3 運賃計算キロ程・時間及び基準賃率の計算単位

###### (1) 距離制運賃

運賃計算キロ程は、別に定める場合を除いて、各停留所間の実キロ程とする。運賃計算キロ程は、キロ未満1位までとし、2位以下は1位に4捨5入する。なお、各停留所間の実キロ程は、運賃等上限設定（変更）認可申請時に実測のうえ確認するものとし、距離制基準賃率は10銭単位とする。

- (2) 基準賃率計算上の10銭未満の端数は切り捨てるものとする。
- (3) その他基準賃率を用いた標準的な運賃の計算方法については、第7.3.による。

##### 2. 上限運賃の水準に関する特例による割増適用の場合

###### (1) 対キロ区間制の場合

割増適用区間の運賃計算キロ程を次式により計算したキロ程とする。

当該停留所間の実キロ程 × (1 + 割増率)

###### (2) その他の場合

次式により計算する。

当該停留所間の上限運賃額 × (1 + 割増率)

###### (3) (略)

附 則（令和5年5月31日 国自旅第53号）

- 1 本制度は、令和5年5月31日以降に申請又は届け出るものから適用するものとする。
- 2 改正日前に申請を受け付けたもののうち、改正日以後に認可するものにあつては、改正後の規定を適用できる。
- 3 上限運賃の変更を伴わない申請については、当分の間、従前の規定によることができる。